

令 和 6 年 度  
私立幼稚園等入園金補助金・私立幼稚園等園児保護者補助金のお知らせ(詳細版)

## 1 対象となる保護者

補助金の対象となる保護者は、以下の全てを満たす方になります。

- (1) 園児と同居し、日野市に住民登録があるもの、またはあったもの。
- (2) 満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児の園児を私立幼稚園等に通園させ、かつ入園料又は特定負担額を納入しているもの。(私立幼稚園等＝私立の特定教育・保育施設)
- (3) 教育・保育給付1号認定を受けているもの、または受けていたもの。

※プレ保育は補助金対象外

## 2 補 助 額

### (1)入園金補助金

私立幼稚園等に入園料又は入園準備金を納入した新規入園児の保護者に対して、園児 1 人につき1回に限り10,000 円(上限)を補助します。他区市町村から同種の補助金を受給していない方に限ります。

### (2)保護者補助金 ※教育・保育給付2号認定は対象外

今年度に保護者が納入した特定負担額を上限に、園児の在住・在園期間や世帯の市民税額に応じた金額を補助します。月途中の入退園・転出入の場合は原則日割りで算定します。なお認定こども園で教育・保育給付2号認定を受けて在園している場合には、保護者補助金は対象となりませんのでご注意ください。

補助の対象となる特定負担額は、園則で定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものに限ります。在園期間中の経費を入園時に一括徴収する場合は補助対象外です。PTA会費・同窓会費、実費徴収経費(例えば、制服代、給食代、園バス代など)や、一部の園児を対象とする経費等も含みません。なお、預かり保育利用料は、本補助金の対象ではありません。

また、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉がいる場合は、兄・姉を第1子とし、幼稚園に在園している園児を第2子以降とする多子軽減措置があります。

例) 市民税所得割額:100,000 円、世帯構成:父母 中学校1年生 小学校2年生 在園児

この場合は、第3子の補助金額で決定します(所得制限、年齢制限なし)

(表 1)保護者補助金

(月額・上限額)

| 階層区分 |                                              | 第1子     | 第2子     | 第3子以降   |
|------|----------------------------------------------|---------|---------|---------|
| 1    | 生活保護世帯<br>区分2のうちひとり親世帯等                      | 11,000円 | 11,000円 | 11,000円 |
| 2    | 市民税が非課税の世帯<br>市民税所得割額が0円の世帯<br>区分3のうちひとり親世帯等 | 8,000円  | 11,000円 | 11,000円 |
| 3    | 市民税所得割額が<br>77,100円以下の世帯                     | 6,600円  | 6,600円  | 11,000円 |
| 4    | 市民税所得割額が<br>211,200円以下の世帯                    | 6,600円  | 6,600円  | 10,400円 |
| 5    | 市民税所得割額が<br>256,300円以下の世帯                    | 6,600円  | 6,600円  | 9,800円  |
| 6    | 上記区分以外の世帯                                    | 4,800円  | 4,800円  | 4,800円  |

(備考)

・ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯、在宅障害者がいる世帯(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている世帯、特別児童扶養手当の支給を受けている世帯、障害基礎年金を受けている世帯)をいいます。

### \*\*\*保護者補助金の補助額計算例\*\*\*

第1子、階層区分4、納入した特定負担額月9,000円の場合

補助金の対象となる額 :9,000円

補助上限額**6,600円**<9,000円

よって、補助額は、**6,600円**となります。

#### <注意>

- 表1及び表2の階層区分は、園児の父と母それぞれの、各種税額控除(市民税所得割額から控除される住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)を控除する前の市民税所得割額を合算した額に基づき決定します。ただし、次の方がいる場合は、その方の市民税所得割額を父母の市民税所得割額に合算します。(家計の主宰者である場合に限る。)
  - 園児と同一世帯に属して、生計を一にしている父母以外の扶養義務者(例:祖父母等)
  - 税法上幼児を扶養している父母以外の方
  - 入園料又は入園準備金及び特定負担額を納入している父母以外の方
- 令和6年4月分から令和6年8月分までの補助額は令和5年度の市民税所得割額を、令和6年9月分から令和7年3月分までの補助額は令和6年度の市民税所得割額を基に算定します。
- 下記により、補助金を算定する際の目安となる市民税所得割額が確認できます。
  - 給与所得者:勤務先より配布される「市民税・都民税特別徴収税額の決定通知書」の「市民税」の「税額控除前所得割額④」と「均等割額⑦」を確認してください。
  - 事業所得者:日野市市民税課より送付される「市民税・都民税税額決定・納税通知書」の「税額控除」において、「市民税」の「税額控除前所得割A」と「均等割額K」を確認してください。
- 補助額は保護者が私立幼稚園等に納入した保育料等の額を超えないものとし、補助額は月ごとに算定します。この額に100円未満の端数がある時はこれを切捨てとします。

## 3 提出書類 及び 提出先等

### (1)提出書類

- 令和6年度日野市保護者補助金・入園金補助金申請書
- (日野市に令和5年度及び令和6年度の住民税情報がなく保護者補助金が対象の場合のみ)  
令和5年度及び令和6年度の市民税・都民税課税(非課税)証明書  
**※課税証明書は、市民税・都民税の「税額決定通知書」の写しでも構いません。**  
**※令和5年1月1日現在又は令和6年1月1日現在日野市に住民登録がなく、日野市に税情報がない方、日本国外に居住されていた方または市民税未申告者は、次頁の『4 市民税・都民税課税(非課税)証明書について』を参照してください。**  
**※認定こども園2号児で保護者補助金が対象外の場合には不要**
- (生活保護世帯又はひとり親世帯等に該当する場合のみ、下記の資料)
  - 生活保護世帯 生活保護受給証明書の写し
  - 配偶者がいない方(次のいずれかひとつの写し)
    - ひとり親家庭等医療証 ・児童扶養手当受給者証 ・児童育成手当受給証明
    - 戸籍謄本 ・離婚届受理証明書
  - 在宅障害者がいる場合(内容に応じていずれかひとつの写し)
    - 身体障害者手帳 ・療育手帳(愛の手帳) ・精神障害者保健福祉手帳
    - 特別児童扶養手当受給者証・障害基礎年金の年金証書

## (2) 提出先・提出期限

| 幼稚園名                           | 提出先                                            | 提出期限                              |
|--------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 日野・多摩平幼稚園<br>日野台幼稚園<br>百草台幼稚園  | 在籍幼稚園                                          | 在籍幼稚園による                          |
| 日野市外の私立幼稚園等<br>(郵送で提出される場合)    | 〒191-8686 日野市神明1-12-1<br>日野市子ども部保育課            | 7月25日(木)まで                        |
| 日野市外の私立幼稚園等<br>(保育課に直接提出される場合) | 日野市神明1-13-2<br>子ども包括支援センターみらいく1階<br>日野市子ども部保育課 | 7月25日(木)まで<br>土・日・祝日を除く8:30～17:00 |

## 4 市民税・都民税 課税(非課税)証明書について

- (1) 他の区市町村に税情報がある場合でも、日野市に税情報がない場合は市民税額の調査ができないため、「市民税・都民税課税(非課税)証明書」を提出してください。なお、令和5年1月1日現在又は令和6年1月1日現在日野市に住民登録のない方の課税(非課税)証明書は、お住まいになっていた区市町村で発行されます。取得方法や手数料については、当該区市町村にお問い合わせください。区市町村により証明書の名称が異なりますが、収入や所得だけの証明では市民税所得割額が確認できませんので、ご注意ください。
- (2) 課税(非課税)証明書を提出する場合は、園児の父母それぞれの分を提出してください。なお、父母が非課税の場合で、同一世帯(二世帯・世帯分離含む)に属する父母以外の扶養義務者(例:祖父母等)がいる場合は、その方の課税(非課税)証明書も併せて提出してください。
- (3) 市民税を申告していない方は、早急に日野市市民税課にて申告のうえ、保育課に連絡してください。なお、令和5年1月1日現在又は令和6年1月1日現在日野市に住民登録のない方はお住まいになっていた区市町村で申告をしたうえで、課税(非課税)証明書を提出してください。
- (4) 国外に居住・就労していた方は、日本国外での収入証明書が必要となります。様式は市ホームページに掲載していますので、ダウンロードし印刷のうえ使用してください。ホームページでの確認が出来ない場合や印刷環境が無い場合は、保育課に連絡してください。
  - ・給与証明書  
国外で勤務されており、国内での課税(非課税)証明書が提出できない方は、勤務先において令和4年中及び令和5年中の「給与証明書」を発行していただき、提出してください。
  - ・所得申立書  
勤務先で給与証明書が発行できない場合や自営等の場合については、令和4年中及び令和5年中の「所得申立書」を提出してください。

## 5 交付時期

前期分(4月～9月分)の交付時期は令和6年10月末から11月上旬、後期分(10月分～3月分)の交付時期は令和7年4月末～5月中旬を予定しております。交付時期は予定ですので、事務の都合により前後する場合があります。

## 6 注意事項

- (1) 書類提出後に、幼稚園の退園及び休園、住所の変更、家族構成の変更等、申請内容に変更があるときは、**申請内容変更届の提出が必要**ですので、保育課に連絡してください。また、市民税額の税額更正があった場合は、補助金額が変更になる場合があります。交付済額が保護者負担額を超過した場合は返金させていただきます。
- (2) 申請書は黒ペン、黒ボールペンを使用し、消せるペン等は使用しないでください。記入内容を訂正する場合は、二本線で抹消し必ず押印してください。修正液での訂正は不可です。押印は全カ所同一の印鑑を使用してください。

- (3) 振込口座の名義人は、申請者と同一にしてください。ただし、名義人を申請者と同一にできない場合は、申請書の**委任欄に申請者の署名及び押印**をしてください。  
支店名(コード)や口座番号の記載誤りがないか、また、金融機関の合併や店舗の統廃合による変更がないか、確認をしてください。
- (4) 補助金の申請は、年度末をもって締切りとなります。補助金申請書のみ提出があっても、**市民税が未申告の場合や課税(非課税)証明書の提出が無い等により税情報の確認が出来ない場合は補助金の交付は出来ません。**

## 7 問い合わせ先

日野市神明1-13-2  
子ども包括支援センターみらいく1階 日野市子ども部保育課  
電話 042-514-8637(直通)